
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」の修正案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 2 号」という。）の修正案についての ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 544 回企業会計基準委員会等¹において、金融保証契約について以下の対応を行うことを事務局より提案し、概ね異論は聞かれなかった。
 - (1) 次の内容のうち、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）において貸借対照表価額に関する定めを設け、予想信用損失モデルの対象となることを明記する。
 - ① 減損プロジェクトにおける対応の一環として IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の金融保証契約の定義を取り入れる。
 - ② 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとする IFRS 第 9 号の定めを取り入れる。
 - ③ IFRS 第 9 号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。
 - (2) 金融商品会計基準に記載しなかった内容については、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準と合わせて「金融商品会計基準等」という。）において定める。その際、現行の金融商品実務指針における債務保証契約及び保証料の授受に関する会計処理（金融商品実務指針第 137 項）について、必要に応じて見直す。
 - (3) 日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保

¹ 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）及び第 236 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 1 日開催）を合わせて「第 544 回企業会計基準委員会等」という。

証実務指針第 61 号」という。)の改正について、日本公認会計士協会とコミュニケーションを行う。

3. 前項を踏まえて、第 545 回企業会計基準委員会等²では、金融保証契約にかかる IFRS 第 9 号の定めを取り入れた金融商品会計基準等の改正イメージをお示しするとともに、「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針(案)」（以下「予想信用損失適用指針(案)」という。)及び金融商品会計基準等の改正に対応した監査・保証実務指針第 61 号の修正を依頼することも提案した。
4. 実務対応報告第 2 号では、監査・保証実務指針第 61 号に言及しているため、監査・保証実務指針第 61 号の修正内容によっては、改正又は修正³が必要と考えられることから、次項以降では実務対応報告第 2 号の定めを確認したうえで、ASBJ 事務局の分析をお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析

(実務対応報告第 2 号における定めの確認)

5. 実務対応報告第 2 号では、次のとおり監査・保証実務指針第 61 号 4(3)に言及している。

実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」

会計処理

Q10 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理は、どのように行うか。

A 例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退（規約型における解除を含む。以下同じ。）の場合（ただし、他の確定給付型の退職給付制度へ移行する場合を除く。）についても、原則法を採用していた場合と同様に、退職給付制度の終了の時点で認識される損益を、適用指針第 1 号第 10 項（退職給付制度の終了の会計処理）に準じて会計処理する。したがって、一般には、解散又は脱退に伴って追加的な拠出が求められる場合に、当該要拠出額を費用として処理すること

² 第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 17 日開催）及び第 237 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 15 日開催）を合わせて「第 545 回企業会計基準委員会等」という。

³ 企業会計基準等の改正とは、会計処理及び開示に関する定めについて、実質的に内容を変更するものをいい、企業会計基準等の修正とは、企業会計基準等を会計処理及び開示に関する定めの内容を実質的に変更することなく、形式的に変更するものをいう（企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則第 25 条）。

となる。

なお、基金型にあつては代議員会の議決を得たこと、規約型にあつては従業員の同意を得たことにより、翌期以降に解散又は脱退による損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当該損失見積額を当期の費用（原則として、特別損失）として計上し、厚生年金基金解散損失引当金等の適切な科目をもって処理する必要がある（退職給付に係る負債を計上している場合には、当該退職給付に係る負債を含めて処理することができるが、当該損失見積額に重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその金額を注記する必要がある。）。

また、上記なお書きに従つて当該損失見積額を処理することが求められるときを除き、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合^(注)には、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額（影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨）を当期の財務諸表に注記することが必要である。

(注) 損失の発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合があり、また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合があり得る。このような考え方については、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(3)が参考となる。

(監査・保証実務指針第 61 号の定めの確認)

6. 監査・保証実務指針第 61 号 4(3)は、次のとおりである。

日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」

4. 債務保証損失引当金の会計処理と表示

(3) 引当金の計上と注記との関係

保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合があり、また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合とがある。

保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければならない。一方、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合、及び損失の発生がある程度予想される場合には、その旨、主たる債務者の財政状態（大幅な債務超過等）、主たる債務者と保証人との関係内容（出資関係、役員のパ遣、資金援助、営業上の取引等）、主たる債務者の

債務履行についての今後の見通し等、その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記する。なお、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、これらの注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記するものとする。

上述の保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性の程度と債務保証損失引当金及び追加情報との関係をまとめると、別表のようになる。

(別表)

損失の発生の可能性の程度	損失金額の見積りが可能な場合	損失金額の見積りが不可能な場合
高い場合	・債務保証損失引当金を計上する。	・債務保証の金額を注記する。 ・損失の発生の可能性が高いが損失金額の見積りが不可能である旨、その理由及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。 (注)
ある程度予想される場合	・債務保証の金額を注記する。 ・損失発生の可能性のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。	・債務保証の金額を注記する。 ・損失発生のある程度予想される旨及び主たる債務者の財政状態等を追加情報として注記する。
低い場合	・債務保証の金額を注記する。	・債務保証の金額を注記する。

(注) 損失の発生の可能性が高く、かつ、その損失金額の見積りが不可能な場合は、通常極めて限られたケースと考えられる。

したがって、主たる債務者が経営破綻又は実質的な経営破綻に陥っている場合には、必要額を債務保証損失引当金に計上することになる。

(監査・保証実務指針第 61 号の今後の方針を踏まえた対応)

- 第 545 回企業会計基準委員会等では、監査・保証実務指針第 61 号の修正を依頼することを提案し、修正を依頼する方針については特段の異論は聞かれなかった。このため、日本

公認会計士協会に対して監査・保証実務指針第 61 号の今後の取扱いの方針を確認したところ、日本公認会計士協会は、金融商品会計基準等の改正により金融保証契約に関する定めが設けられたことを踏まえ、会計に関する部分の記載は不要となったことから、監査・保証実務指針第 61 号を廃止する方向であることを確認した。

8. ここで、監査・保証実務指針第 61 号について廃止されることを前提とすると、実務対応報告第 2 号における監査・保証実務指針第 61 号 4(3)への参照について削除することになると考えられる。この場合、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合に注記を求める考え方の参照先がなくなることになると考えられる。
9. この対応案の 1 つとして、損失の発生の可能性を①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合に分けて会計処理及び開示を要求する定めをいずれかの会計基準等において定めた上で参照先とすることが考えられるが、このような対応は従来の債務保証に限定して定めていたことを超える対応となり、各種の引当金に影響を与える可能性が考えられる。
10. 別の対応としては、実務対応報告第 2 号の注書きに監査・保証実務指針第 61 号 4(3)の内容を書き下すことが考えられるが、例外処理を採用していた確定給付年金制度（複数事業主制度）における解散又は脱退の場合の会計処理のためだけに監査・保証実務指針第 61 号 4(3)の内容を記載することは、全体感としては過度な対応と考えられる。
11. 一方、実務を変更しないことを重視すると、考え方の参照先がなくなったとしても、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合に注記を求める点を継続することが望ましいと考えられる。
12. 上述の分析を踏まえると、監査・保証実務指針第 61 号について廃止されることを前提とした場合、実務対応報告第 2 号において、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合に注記を求める点は変更せず、単に注書きを削除することが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

13. 上述の分析を踏まえて、実務対応報告第2号については、次のイメージ (HP では非公表) で修正することが考えられるかどうか。

修正イメージ
(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

本資料第5項から前項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以上